

立ちどまらない保険。

MS&AD

INSURANCE GROUP

第8期 定時株主総会招集ご通知

日時 平成28年6月22日（水曜日）午前10時

場所 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上駿河台ビル

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

目次	(ページ)
■ 第8期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 添付書類	17
事業報告	17
連結計算書類	41
計算書類	44
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	47
会計監査人の会計監査報告	48
監査役会の監査報告	49
■ ご参考	51

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第8期定時株主総会を6月22日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

取締役社長 柄澤 康喜

MS&ADインシュアランスグループの目指す姿

経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針（バリュー）

- **お客さま第一** Customer Focused
わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
- **誠実** Integrity
わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
- **チームワーク** Teamwork
わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
- **革新** Innovation
わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
- **プロフェッショナリズム** Professionalism
わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

MS&ADインシュアランス グループ主要会社

MS&AD

MS&ADホールディングス

MS&AD 三井住友海上



MS&AD あいおいニッセイ同和損保



MS&AD 三井ダイレクト損保

三井ダイレクト損保の
自動車保険

MS&AD 三井住友海上あいおい生命



MS&AD 三井住友海上プライマリー生命



個人年金は、
未来への贈りもの。

目次

(ページ)

第8期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役11名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	16
添付書類	17
事業報告	17
1 保険持株会社の現況に関する事項	17
2 会社役員に関する事項	32
3 社外役員に関する事項	36
4 株式に関する事項	38
5 新株予約権等に関する事項	38
6 会計監査人に関する事項	39
7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	39
8 業務の適正を確保するための体制	40
9 特定完全子会社に関する事項	40
10 親会社等との間の取引に関する事項	40
11 会計参与に関する事項	40
12 その他	40
連結計算書類	41
連結貸借対照表	41
連結損益計算書	42
連結株主資本等変動計算書	43
計算書類	44
貸借対照表	44
損益計算書	45
株主資本等変動計算書	46
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	47
会計監査人の会計監査報告	48
監査役会の監査報告	49

ご参考

51

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目27番2号
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役社長 柄澤 康喜

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面の郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次頁のご案内にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月22日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上駿河台ビル
（第1会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。）

3. 株主総会の目的である事項

報告
事項

1. 第8期 [平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）] 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期 [平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）] 計算書類の内容報告の件

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

- 本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。事業報告の業務の適正を確保するための体制、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- 本招集ご通知、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております（修正が生じた場合は、修正後の内容を掲載いたします。）。

当社ウェブサイト <http://www.ms-ad-hd.com>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま1名とさせていただきます。

株主総会開催日時

平成28年6月22日（水曜日）
午前10時

書面の郵送による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限

平成28年6月21日（火曜日）
午後5時到着

インターネットによる 議決権行使



パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）等から、次の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

▶ 議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使期限

平成28年6月21日（火曜日）
午後5時まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長の持続、健全性の確保及び収益性と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値を拡大させ、会社の業績に応じた適切な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、当社では、1株当たりの配当水準の安定性を維持することを基本としつつ、収益力を高めることによって増配基調を目指し、中期的にグループコア利益の50%相当額を目処に配当と自己株式の取得により利益還元を行う方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、以上の方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円 総額33,202,009,500円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金90円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月23日

(注) グループコア利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期純利益を基礎に、長期保有目的の株式売却損益等の臨時的な損益を控除するなどの加減算を行うことにより算出しております。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役12名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役4名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 鈴木 久仁 <small>すずき ひさひと</small>	代表取締役 取締役会長 会長執行役員
2	再任 柄澤 康喜 <small>からさわ やすよし</small>	代表取締役 取締役社長 社長執行役員
3	再任 土屋 光弘 <small>つちや みつひろ</small>	代表取締役 執行役員 経営全般補佐
4	再任 藤井 史朗 <small>ふじい しろう</small>	取締役 副社長執行役員 総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、IT企画部、 国際管理部、監査部
5	新任 原 典之 <small>はら のりゆき</small>	執行役員
6	再任 金杉 恭三 <small>かなすぎ やすぞう</small>	取締役執行役員
7	新任 西方 正明 <small>にし かた まさあき</small>	執行役員 販売関連事項
8	再任 渡邊 顯 <small>わたなべ あきら</small>	社外取締役 独立役員 取締役
9	再任 角田 大憲 <small>つのだ だいけん</small>	社外取締役 独立役員 取締役
10	再任 小川 是 <small>おがわ ただし</small>	社外取締役 独立役員 取締役
11	再任 松永 真理 <small>まつなが まり</small>	社外取締役 独立役員 取締役

候補者
番号

1



すず き ひさ ひと
鈴木 久仁

再任

- 生年月日 昭和25年9月15日生
- 所有する当社株式の数 36,270株

■ 取締役候補者の選任理由

営業、経営企画、統合推進、生命保険事業に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成22年から平成28年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、平成28年から同社の取締役副会長を、また平成26年から当社の取締役会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和48年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 平成12年4月 同社執行役員統合推進室長
- 平成13年4月 あいおい損害保険株式会社執行役員経営企画部長
- 平成14年4月 同社常務執行役員
- 平成14年6月 同社常務取締役
- 平成15年5月 あいおい生命保険株式会社専務執行役員
- 平成15年6月 同社取締役副社長
- 平成16年3月 あいおい損害保険株式会社専務執行役員
- 平成16年6月 同社専務取締役
- 平成20年6月 同社取締役専務執行役員
- 平成22年4月 同社取締役社長
当社取締役執行役員
- 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長
- 平成26年6月 当社取締役会長 会長執行役員（現職）
- 平成28年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副会長（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役会長 会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副会長

候補者
番号

2



から さわ やす よし
柄 澤 康 喜

再任

- | | |
|--------------|--------------|
| ■ 生年月日 | 昭和25年10月27日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 25,200株 |

■ 取締役候補者の選任理由

経営企画、営業、広報、財務企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成22年から平成28年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、平成28年から同社の取締役会長を、また平成26年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和50年 4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 平成16年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 平成17年 6月 同社取締役執行役員経営企画部長
- 平成18年 4月 同社取締役常務執行役員
- 平成20年 4月 同社取締役専務執行役員
当社取締役
- 平成21年 4月 取締役専務執行役員
- 平成22年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員
当社取締役執行役員
- 平成26年 6月 取締役社長 社長執行役員（現職）
- 平成28年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

候補者
番号

3



つち や みつ ひろ
土 屋 光 弘

再任

- | | |
|--------------|------------|
| ■ 生年月日 | 昭和30年6月1日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 15,890株 |

■ 取締役候補者の選任理由

営業、営業企画、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成26年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和55年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 平成21年4月 あいおい損害保険株式会社執行役員営業企画部長
- 平成22年4月 当社執行役員
- 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員営業企画部長
- 平成23年4月 同社常務執行役員営業企画部長
- 平成23年6月 同社取締役常務執行役員
当社取締役執行役員（現職）
- 平成25年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員
- 平成26年4月 同社取締役 副社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 執行役員

経営全般補佐

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 副社長執行役員

候補者
番号

4



ふじ い し ろう
藤井史朗

再任

- | | |
|--------------|-------------|
| ■ 生年月日 | 昭和31年9月29日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 25,915株 |

■ 取締役候補者の選任理由

経営企画、商品業務、損害サポート、営業、システム・事務に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成28年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和54年4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 平成20年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 平成21年4月 同社取締役執行役員経営企画部長
- 平成22年4月 同社常務執行役員損害サポート本部長
当社執行役員
- 平成24年4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員東京本部長
- 平成26年4月 当社専務執行役員
- 平成26年6月 取締役専務執行役員
- 平成28年4月 取締役 副社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役 副社長執行役員

総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、IT企画部、国際管理部、
監査部

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

候補者
番号

5



はら のり ゆき
原 典 之

新任

- | | |
|--------------|-------------|
| ■ 生年月日 | 昭和30年7月21日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 15,900株 |

■ 取締役候補者の選任理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成28年から三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和53年4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 平成20年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
- 平成22年4月 同社常務執行役員名古屋企業本部長
- 平成24年4月 同社取締役常務執行役員
- 平成25年4月 同社取締役専務執行役員
- 平成27年4月 同社取締役 副社長執行役員
- 平成28年4月 同社取締役社長 社長執行役員（現職）
当社執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：執行役員

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員

候補者
番号

6



かな すぎ やす ぞう
金 杉 恭 三

再任

- 生年月日 昭和31年5月29日生
- 所有する当社株式の数 19,208株

■ 取締役候補者の選任理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成28年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和54年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 平成20年4月 あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
- 平成21年4月 同社執行役員
- 平成23年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員
- 平成24年4月 当社執行役員
- 平成24年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
- 平成25年4月 同社取締役専務執行役員
- 平成26年6月 当社取締役執行役員（現職）
- 平成28年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

候補者
番号

7



にし かた まさ あき
西 方 正 明

新任

- | | |
|--------------|-------------|
| ■ 生年月日 | 昭和28年9月17日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 22,600株 |

■ 取締役候補者の選任理由

営業、商品業務、営業推進に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成28年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和52年4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 平成19年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員北海道本部長
- 平成21年4月 同社常務執行役員東京企業第二本部長
- 平成22年4月 同社取締役常務執行役員
- 平成24年4月 同社取締役専務執行役員商品本部長
当社執行役員（現職）
- 平成26年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
- 平成28年4月 同社取締役 副社長執行役員（現職）

- 当社における地位及び担当：執行役員
販売関連事項

- 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

候補者
番号

8



わた なべ あきら
渡 邊 顯

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 昭和22年2月16日生
- 所有する当社株式の数 1,200株

■ 社外取締役候補者の選任理由

弁護士として会社法分野に精通し、企業の更生管財人を務める等の経験も豊富であり、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和48年4月 弁護士登録
銀座法律事務所（現阿部・井窪・片山法律事務所）弁護士
- 昭和57年4月 渡邊顯法律事務所弁護士
- 平成元年4月 成和共同法律事務所（現成和明哲法律事務所）弁護士（現職）
- 平成22年4月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

- 重要な兼職の状況：成和明哲法律事務所弁護士
アジアパイルホールディングス株式会社取締役
ダンロップスポーツ株式会社取締役（社外取締役）
前田建設工業株式会社取締役（社外取締役）
株式会社ファーストリテイリング監査役（社外監査役）
カドカワ株式会社監査役（社外監査役）

- (注) 1. 渡邊 顯氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、渡邊 顯氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 3. 渡邊 顯氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年3ヶ月であります。
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、渡邊 顯氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

候補者
番号

9



つのだ だいけん
角田大憲

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 昭和42年1月29日生
- 所有する当社株式の数 0株

■ 社外取締役候補者の選任理由

弁護士として企業法務全般に関する豊富な知識・経験を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 平成6年4月 弁護士登録
森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）弁護士
- 平成15年3月 中村・角田法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）弁護士（現職）
- 平成20年4月 当社監査役
- 平成22年4月 取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：中村・角田・松本法律事務所弁護士

- (注) 1. 角田大憲氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、角田大憲氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 角田大憲氏は、平成20年4月1日付で当社監査役に就任し、平成22年3月31日付で退任いたしました。
 - 角田大憲氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年3ヶ月であります。
 - 角田大憲氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、法曹としての専門的な知識や経験に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
 - 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、角田大憲氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

候補者
番号

10



お が わ
小 川 是

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 昭和15年2月26日生
- 所有する当社株式の数 5,000株

■ 社外取締役候補者の選任理由

大蔵事務次官、日本たばこ産業株式会社取締役会長等を歴任されており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続き財政・金融に関する幅広い知識及び経営者としての経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和37年4月 大蔵省入省
- 平成7年5月 国税庁長官
- 平成8年1月 大蔵事務次官
- 平成13年6月 日本たばこ産業株式会社取締役会長
- 平成17年6月 株式会社横浜銀行頭取
- 平成23年6月 同行取締役会長
- 平成24年6月 当社取締役（現職）
- 平成25年6月 株式会社横浜銀行特別顧問（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

- (注) 1. 小川 是氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、小川 是氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 小川 是氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 - 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、小川 是氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

候補者
番号

11



まつ なが まり
松 永 真 理

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 昭和29年11月13日生
- 所有する当社株式の数 0株

■ 社外取締役候補者の選任理由

雑誌の編集長を務め、株式会社NTTドコモで新サービスの企画開発に携わる等、社会、文化、消費生活などに関する幅広い知識や経験を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任を願います。

■ 略歴

- 昭和52年 4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社
- 昭和61年 7月 同社「就職ジャーナル」編集長
- 昭和63年 7月 同社「とらばーゆ」編集長
- 平成 9年 7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社NTTドコモ）
ゲートウェイビジネス部企画室長
- 平成12年 4月 株式会社松永真理事務所取締役社長
- 平成24年 6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

- 重要な兼職の状況：テルモ株式会社取締役（社外取締役）
ロート製薬株式会社取締役（社外取締役）

- (注) 1. 松永真理氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、松永真理氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 松永真理氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、松永真理氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役安田莊助氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



ちよだくにお
千代田邦夫

新任

社外監査役

独立役員

■ 生年月日 昭和19年1月2日生

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 社外監査役候補者の選任理由

会計及び監査の専門家として、大学教授、公的機関の委員等を歴任されており、それらの豊富な知識や経験を当社の経営に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 昭和46年5月 公認会計士登録
- 昭和51年4月 立命館大学経営学部助教授
- 昭和59年4月 同大学経営学部教授
- 平成11年4月 同大学経営学部長・理事
- 平成21年4月 熊本学園大学大学院会計専門職研究科教授
- 平成24年4月 早稲田大学大学院会計研究科教授
- 平成25年4月 公認会計士・監査審査会会長

- (注) 1. 千代田邦夫氏は社外監査役候補者であります。
2. 千代田邦夫氏が社外監査役に選任された場合、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間で、監査役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 千代田邦夫氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、会計及び監査に関する専門的な知識や経験に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、千代田邦夫氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

以上

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、米国において個人消費が増加したものの、中国をはじめとする新興国経済の景気が減速するなど、情勢が大きく変化いたしました。

わが国経済も、雇用・所得環境や非製造業を中心とした企業収益の改善傾向がみられたものの、個人消費や設備投資の回復に遅れがみられました。

損害保険業界におきましては、火災保険や自動車保険を中心に収入保険料が増加いたしました。生命保険業界におきましては、個人保険の保有契約高の減少傾向に落ち着きがみられ、保有件数は増加いたしました。

このような中、当社グループは、平成26年度からスタートいたしました中期経営計画「Next Challenge 2017」に基づき、ERM（統合的リスク管理）経営を推進し、健全性を基盤に、成長の持続と収益性・資本効率の向上を図り、企業価値の拡大に努めてまいりました。また、三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」といいます。）は、商品の共同開発や大規模な災害が発生した際の保険金支払を円滑に進めるための共同立会拠点の設置など機能別再編の取組みを進めました。さらに、グローバルな事業展開を支える人材の育成やプロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化の浸透に取り組んでまいりました。

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、独立社外取締役の比率を3分の1に引き上げるなど、コーポレートガバナンス態勢のさらなる拡充に取り組んだほか、グループの事業を統括する持株会社として、グループ全体の経営戦略の策定やリスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の強化など、グループ会社に対する経営管理態勢を拡充し、グループガバナンスのさらなる強化を図りました。

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりであります。

国内損害保険事業

国内損害保険事業につきましては、当社グループの中核事業領域として、成長産業のニーズや新たなリスクに的確に対応する商品・サービスの提供を通じ、さらなる競争力の強化に取り組みました。

三井住友海上では、「^{ジーケー}GK」シリーズの商品を中心に、あいおいニッセイ同和損保では、「^{トゥー}TOUGH」シリーズの商品を中心に、販売の拡大に注力いたしました。また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、若年者層向け自動車保険など新たなお客さまニーズに対応した商品及び自動運転車等の実証実験用保険、水素ステーション向けの保険など成長産業の伸展を支える商品を共同で開発し、発売いたしました。

三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「三井ダイレクト損保」といいます。）では、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用するなど、お客さまとのコミュニケーションを拡充するとともに、個人向け自動車保険を中心にインターネットの特性を活かしたシンプルでわかりやすい商品の販売を推進いたしました。



三井ダイレクト損保の
自動車保険

国内生命保険事業

国内生命保険事業につきましては、当社グループの成長事業領域として、魅力的な商品・サービスの提供を図ることにより販売力を一層強化し、事業の拡大に取り組みました。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）では、「新医療保険^{エース}A」や「収入保障保険」など「&LIFE」シリーズの商品を中心に、三井住友海上やあいおいニッセイ同和損保のネットワークを活用した販売を推進いたしました。

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）では、金融機関との提携を推進し、外貨建ての定額終身保険や変額終身保険などの販売が好調に推移いたしました。



個人年金は、
未来への贈りもの。

海外事業

海外事業につきましては、成長性・収益性の高い領域へ投資し、ポートフォリオの多角化を進めるとともに、事業規模の拡大に取り組みました。

三井住友海上においては、英国ロイズ保険市場で収入保険料規模第2位の大手シンジケートを有し、グローバルに保険事業を展開するAmlin plcを買収いたしました。また、スリランカ最大手保険グループへの出資、ミャンマーにおける保険引受免許の取得など、ネットワークのさらなる拡大を図りました。

あいおいニッセイ同和損保においては、英国子会社（Box Innovation Group Limited）を通じて、自動車の走行データを保険料算出に反映するテレマティクス技術を活用するなど自動車保険の事業基盤を一層強化いたしました。



金融サービス事業

金融サービス事業につきましては、三井住友海上やあいおいニッセイ同和損保において、住宅金融支援機構提携ローン「フラット35」の取扱いの拡大や企業・個人向け確定拠出年金商品の販売に注力いたしました。



リスク関連サービス事業

リスク関連サービス事業につきましては、お客さまを取り巻くリスクが複雑化・多様化する中、株式会社インターリスク総研などにおいて、リスクソリューションに資する調査研究やコンサルティングを実施する等、各種サービスを引き続き提供いたしました。

CSR（企業の社会的責任）

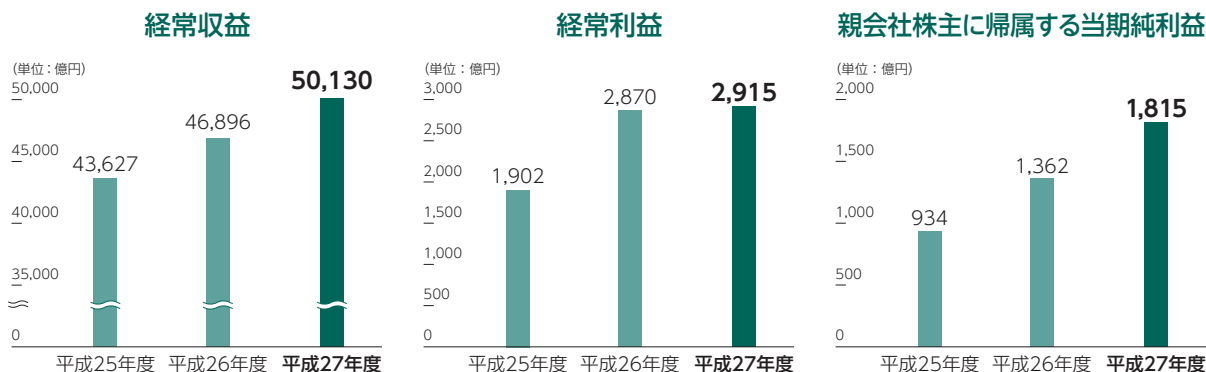
CSR（企業の社会的責任）につきましては、持続可能で強くしなやかな社会づくりへの貢献を通じた企業価値の拡大を目指し、防災・減災対策の支援、高齢社会への対応、地域社会への貢献などに取り組みました。また、機関投資家による投資の意思決定において環境・社会・企業統治（ESG）の課題への配慮を求める国連責任投資原則（UNPRI）に署名いたしました。さらに、女性活躍推進、世界規模での人財交流、障がい者・高齢者の雇用など、ダイバーシティの推進に取り組みました。

■ 当期の業績

以上の結果、当社の連結業績につきましては、保険引受収益が4兆6,065億円、資産運用収益が3,895億円、その他経常収益が168億円となり、これらを合計した経常収益は5兆130億円と前期に比べて6.9%の増加となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が3兆9,042億円、資産運用費用が2,107億円、営業費及び一般管理費が5,908億円、その他経常費用が156億円となった結果、4兆7,214億円と前期に比べて7.2%の増加となりました。

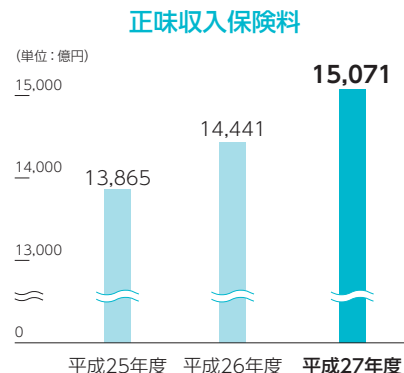
この結果、経常利益は2,915億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等などを加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて452億円増加し、1,815億円となりました。



セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

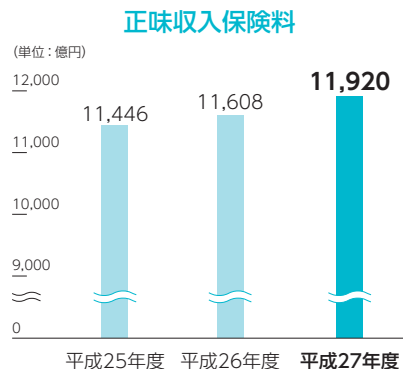
■ 三井住友海上

正味収入保険料は1兆5,071億円と、前期に比べて4.4%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて3.3ポイント低下し58.9%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.8ポイント低下し31.0%となりました。当期純利益は1,139億円となりました。



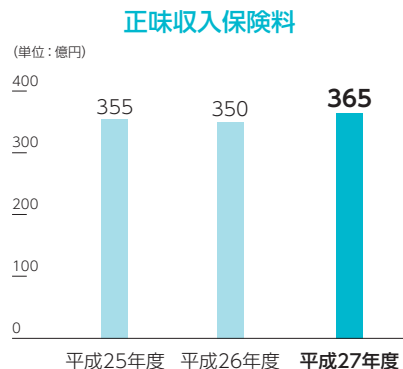
■ あいおいニッセイ同和損保

正味収入保険料は1兆1,920億円と、前期に比べて2.7%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて4.0ポイント低下し59.2%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.7ポイント低下し34.3%となりました。当期純利益は310億円となりました。



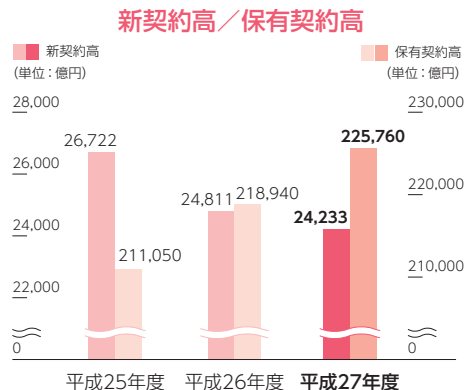
■ 三井ダイレクト損保

正味収入保険料は365億円と、前期に比べて4.3%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて0.1ポイント上昇し79.0%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.9ポイント低下し21.9%となりました。出資持分考慮後の当期純損失は43億円となりました。



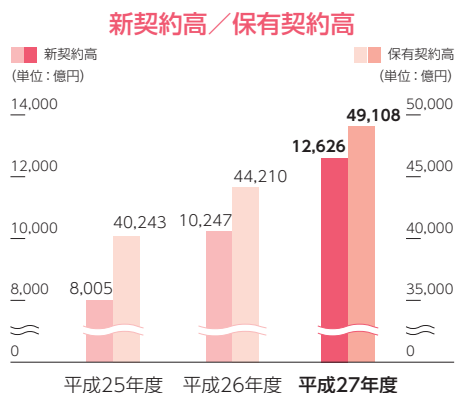
■ 三井住友海上あいおい生命

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は2兆4,233億円と、前期に比べて2.3%の減少となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて3.1%増加し、22兆5,760億円となりました。当期純利益は60億円となりました。



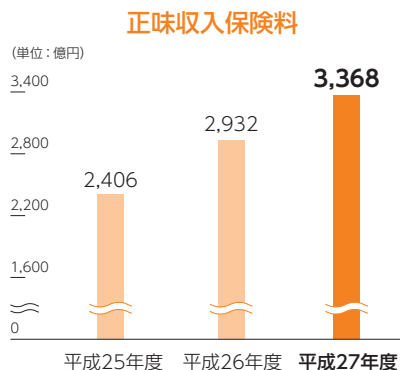
■三井住友海上プライマリー生命

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は1兆2,626億円と、前期に比べて23.2%の増加となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて11.1%増加し、4兆9,108億円となりました。当期純利益は178億円となりました。



■海外保険子会社

正味収入保険料が3,368億円と、前期に比べて14.9%の増加となりました。出資持分考慮後の当期純利益は285億円となりました。



■ 対処すべき課題

今後の世界経済は、引き続き一部新興国における景気減速の懸念、原油価格の下落の影響など、不透明さを増すことが見込まれます。

わが国経済も、政府による各種政策の推進などにより雇用・所得環境の改善が続くことが期待されるものの、楽観を許さないものと思われまます。

保険業界におきましては、市場が緩やかに拡大することが期待されるものの、わが国における少子高齢化の進展や大規模自然災害の発生など、依然として先行きを見通しにくい事業環境が続くものと予想されます。また、自動車の自動運転技術の開発等、進展するICTへの対応など、保険会社に求められる役割がますます重要になっております。

このような中、当社グループでは中期経営計画「Next Challenge 2017」に基づき、機能別再編とERM（統合的リスク管理）経営を基軸に、成長と効率化を同時に実現し、さらなる事業基盤の拡充に努めてまいります。すなわち、将来の環境変化を見据えた商品、販売・マーケット戦略を展開するとともに、特色のある3つの損害保険会社・2つの生命保険会社をグループ内に有するという多様性を活かし、グループの持続的成長を支える礎を構築してまいります。さらに、コーポレートガバナンス態勢を一層強化し、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。そして、これらの取組みによってグローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しております。

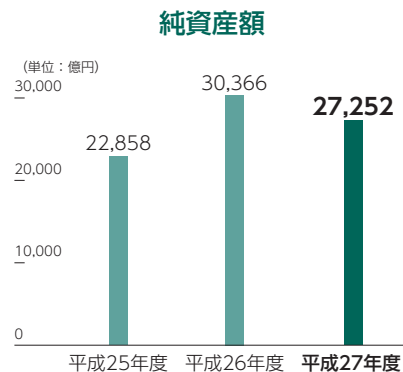
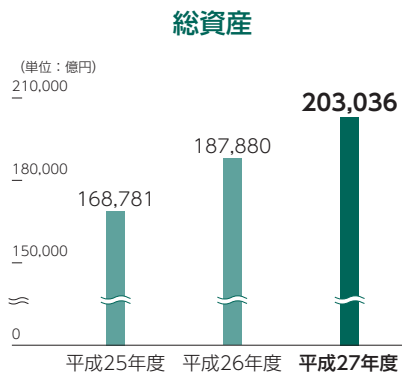
(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当期)
経常収益	4,315,787	4,362,754	4,689,658	5,013,038
経常利益	150,300	190,259	287,061	291,578
親会社株主に帰属する当期純利益	83,625	93,451	136,247	181,516
包括利益	543,938	322,865	807,972	△ 233,116
純資産額	2,021,625	2,285,832	3,036,663	2,725,274
総資産	15,914,663	16,878,148	18,788,046	20,303,649

- (注) 1. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第21号 平成27年3月30日)により改正された「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)別紙様式を適用し、科目名称を変更しております。
2. 平成26年度の純資産額及び総資産は、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が平成27年度において行われたことに伴い、その内容が反映されております。



□ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当期)
営業収益	百万円 37,126	百万円 44,260	百万円 61,650	百万円 86,370
受取配当金	33,602	39,201	55,202	86,003
保険業を営む子会社等	33,596	39,197	55,198	85,999
その他の子会社等	5	4	4	4
当期純利益	33,697	39,613	35,404	79,739
1株当たり当期純利益	54円18銭	63円83銭	57円51銭	131円22銭
総資産	百万円 1,339,230	百万円 1,339,752	百万円 1,322,205	百万円 1,326,757
保険業を営む子会社等株式等	1,336,791	1,336,791	1,316,824	1,321,826
その他の子会社等株式等	843	843	846	846

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	本 社	東京都中央区新川二丁目27番2号	平成26年10月1日
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	本 社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	平成25年10月1日
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	本 社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	平成13年4月1日
三井ダイレクト損害保険株式会社	本 社	東京都文京区後楽一丁目5番3号	平成18年1月4日
(国内生命保険事業) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社	本 社	東京都中央区新川二丁目27番2号	平成26年10月1日
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	本 社	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	平成20年5月1日

(4) 企業集団の使用人の状況

部門名	前期末	当期末	当期増減(△)
	名	名	名
(保険持株会社)			
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	309	305	△ 4
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	14,859	14,691	△ 168
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	12,973	13,260	287
三井ダイレクト損害保険株式会社	572	563	△ 9
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	2,544	2,554	10
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	363	381	18
(海外事業)			
海外保険子会社	6,448	8,573	2,125
その他	290	290	-

(注) 使用人の数は就業人員の数であり、執行役員を含んでおりません。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

部門名	借入先	借入金残高
(国内損害保険事業)		百万円
三井住友海上火災保険株式会社	① シンジケートローン	50,000
	② シンジケートローン	50,000
	③ シンジケートローン	196,767

- (注) 1. シンジケートローン①は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするものであります。
 2. シンジケートローン②及び③は、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするものであります。

(6) 企業集団の資金調達の状況

イ 借入金

部 門 名	内 容	借入額
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	短期銀行借入	百万円 240,000
	シンジケートローン	196,767

(注) 短期銀行借入は、当事業年度中に全額返済いたしました。

ロ 社債

部 門 名	内 容	発行総額
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	第1回利払繰延条項・期限前償還条項付 無担保社債（劣後特約付）	百万円 100,000
	第2回利払繰延条項・期限前償還条項付 無担保社債（劣後特約付）	50,000

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

部 門 名	金 額
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	1
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	6,759
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	12,332
三井ダイレクト損害保険株式会社	119
(国内生命保険事業) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社	275
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	120
(海外事業) 海外保険子会社	2,287
その他	185

ロ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	大正7年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	大正7年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	平成11年6月3日	35,101百万円	79.5%	—
a u損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	平成22年2月23日	2,400百万円	66.6% (66.6%)	—
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	平成8年8月8日	35,500百万円	100.0%	—
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	平成13年9月7日	41,060百万円	100.0%	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャーキャピタル事業	平成2年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資顧問業及び投資信託委託業	昭和60年7月15日	2,000百万円	27.5% (27.5%)	—
株式会社インターリスク総研	東京都千代田区	リスクマネジメント・コンサルティング業務	平成5年1月4日	330百万円	100.0% (50.0%)	—
MSIG Holdings (Americas), Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	持株会社	昭和63年10月21日	4,126千米ドル (465百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	昭和63年1月28日	5,000千米ドル (563百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	平成13年3月29日	5,000千米ドル (563百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioli Nissay Dowa Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	平成6年1月11日	5,000千米ドル (563百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Company, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	昭和53年12月12日	2,500千米ドル (281百万円)	74.8% (74.8%)	—
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	平成19年2月2日	2,500千米ドル (281百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル サンパウロ	損害保険業務	昭和40年12月15日	619,756千 ブラジルレアル (19,385百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin plc	イギリス ロンドン	持株会社	平成5年9月17日	142,791千英ポンド (23,120百万円)	100.0% (100.0%)	—
Amlin Corporate Services Limited	イギリス ロンドン	持株会社	昭和63年8月1日	16千英ポンド (2百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Amlin Corporate Member Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	平成6年9月19日	1,700千英ポンド (275百万円)	100.0% (100.0%)	—
Amlin Underwriting Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和63年11月29日	400千英ポンド (64百万円)	100.0% (100.0%)	—
Amlin Insurance SE	イギリス ロンドン	損害保険業務	平成28年1月4日	1,164千英ポンド (188百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Holdings (Europe) Limited	イギリス ロンドン	持株会社	平成12年3月7日	140,843千英ポンド (22,805百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和47年7月28日	160,900千英ポンド (26,052百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (London Management) Ltd	イギリス ロンドン	持株会社	平成12年1月6日	35,960千英ポンド (5,822百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	平成12年1月7日	5,200千英ポンド (841百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	平成16年11月12日	368,756千英ポンド (59,709百万円)	100.0% (100.0%)	—
Dowa Insurance Company (Europe) Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和50年11月28日	10,000千英ポンド (1,619百万円)	100.0% (100.0%)	—
Amlin AG	スイス チューリッヒ	損害保険業務	平成22年8月19日	10,000千スイスフラン (1,167百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ ケルン	損害保険業務	平成24年4月20日	84,000千ユーロ (10,726百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ イスマニング	生命保険業務	平成17年12月8日	5,000千ユーロ (638百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Frontier Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	損害保険業務	平成9年9月9日	294,588千米ドル (33,194百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Financial Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	生命保険業務	平成23年11月21日	46百万円	100.0% (100.0%)	—
MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	持株会社	平成16年9月23日	1,075百万 シンガポールドル (89,616百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	損害保険業務	平成16年9月23日	333,442千 シンガポールドル (27,779百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd	オーストラリア メルボルン	損害保険業務	平成20年8月1日	75,800千 オーストラリアドル (6,537百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.	台湾 台北	損害保険業務	昭和36年9月22日	2,535百万 新台湾ドル (8,850百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 上海	損害保険業務	平成19年 9 月 6 日	500,000千中国元 (8,700百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 天津	損害保険業務	平成21年 1 月23日	625,000千中国元 (10,875百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	損害保険業務	平成16年 9 月 8 日	1,625百万香港ドル (23,623百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム ハノイ	損害保険業務	平成21年 2 月 2 日	300,000百万 ベトナムドン (1,530百万円)	100.0% (100.0%)	—
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド チェンナイ	損害保険業務	平成13年11月 2 日	2,988百万 インドルピー (5,079百万円)	40.0% (40.0%)	—
Max Life Insurance Company Limited	インド ニューデリー	生命保険業務	平成12年 7 月11日	19,188百万 インドルピー (32,619百万円)	25.0% (25.0%)	—
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	昭和50年12月17日	100,000百万 インドネシアルピア (850百万円)	80.0% (80.0%)	—
PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG	インドネシア ジャカルタ	生命保険業務	昭和59年 7 月17日	105,000百万 インドネシアルピア (892百万円)	50.0% (50.0%)	—
MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	タイ バンコク	損害保険業務	昭和58年 4 月14日	142,666千 タイバーツ (455百万円)	86.4% (86.4%)	—
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン マカティ	損害保険業務	昭和40年10月 1 日	350,000千 フィリピンペソ (861百万円)	48.5% (48.5%)	—
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	昭和54年 4 月28日	333,142千 マレーシアリング (9,521百万円)	65.4% (65.4%)	—
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア ペタリンジャヤ	生命保険業務	昭和57年12月20日	200,000千 マレーシアリング (5,716百万円)	30.0% (30.0%)	—
MSIG Insurance (Lao) Co., Ltd.	ラオス ビエンチャン	損害保険業務	平成21年 9 月18日	2,000千米ドル (225百万円)	51.0% (51.0%)	—

- (注) 1. 上表は重要な子会社等について記載しております。
2. 資本金欄の () 内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の () 内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成28年2月1日	子会社である三井住友海上火災保険株式会社は、株式の取得によりAmlin plcを子会社といたしました。

(注) Amlin plcは商号をMS Amlin plcに変更しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 久仁	代表取締役 取締役会長 会長執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長	—
柄澤 康喜	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員	—
江頭 敏明	代表取締役 執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員 三井不動産株式会社取締役 (社外取締役)	—
土屋 光弘	代表取締役 執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 副社長執行役員	—
藤本 進	取締役 副社長執行役員 コンプライアンス部、リスク管理部、国際管理部、監査部 三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社	—	—
藤井 史朗	取締役 専務執行役員 総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、監査部	—	—
金杉 恭三	取締役執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員	—
宇井 純一	取締役執行役員 経営全般補佐	三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡邊 顯	取締役 (社外取締役)	成和明哲法律事務所弁護士 アジアパイルホールディングス株式会社取締役 ダンロップスポーツ株式会社取締役 (社外取締役) 前田建設工業株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社ファーストリテイリング監査役 (社外監査役) カドカワ株式会社監査役 (社外監査役)	—
角田 大憲	取締役 (社外取締役)	中村・角田・松本法律事務所弁護士	—
小川 是	取締役 (社外取締役)	—	—
松永 真理	取締役 (社外取締役)	テルモ株式会社取締役 (社外取締役) ロート製薬株式会社取締役 (社外取締役)	—
三浦 浩	監査役 (常勤)	—	—
吉野 二良	監査役 (常勤)	—	—
安田 莊助	監査役 (社外監査役)	仰星監査法人特別顧問 仰星税理士法人代表社員	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
野村 晋右	監査役 (社外監査役)	野村総合法律事務所弁護士 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (社外取締役) 大日本印刷株式会社監査役 (社外監査役)	—
手塚 裕之	監査役 (社外監査役)	西村あさひ法律事務所弁護士 昭和電工株式会社監査役 (社外監査役)	—

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役渡邊 顯氏、角田大憲氏、小川 是氏及び松永真理氏並びに監査役安田莊助氏、野村晋右氏及び手塚裕之氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

2. 当社は執行役員制度を導入しております。平成28年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

専務執行役員	柳 川 南 平	人事・総務部、経理部
執行役員	西 方 正 明	販売関連事項
執行役員	吉 川 哲 也	事務・システム関連事項
執行役員	松 本 雅 弘	海外事業関連事項
執行役員	平 野 幹 人	経営全般補佐
執行役員	伊 藤 彰 彦	金融サービス事業関連事項
執行役員	大川畑 文 昭	商品関連事項
執行役員	吉 原 善 尚	損害サービス関連事項
執行役員	遠 藤 隆 興	総合企画部長
執行役員	神 野 秀 磨	リスク管理部長

なお、執行役員平野幹人氏は、平成28年3月31日付で、執行役員を退任いたしました。

3. 平成28年4月1日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会長執行役員	鈴 木 久 仁	
社長執行役員	柄 澤 康 喜	
執行役員	土 屋 光 弘	経営全般補佐
副社長執行役員	藤 井 史 朗	総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、IT企画部、国際管理部、監査部
専務執行役員	柳 川 南 平	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部
執行役員	原 典 之	
執行役員	金 杉 恭 三	
執行役員	西 方 正 明	販売関連事項
執行役員	吉 川 哲 也	事務・システム関連事項
執行役員	松 本 雅 弘	海外事業関連事項
執行役員	伊 藤 彰 彦	金融サービス事業関連事項
執行役員	大川畑 文 昭	商品関連事項
執行役員	吉 原 善 尚	損害サービス関連事項
執行役員	遠 藤 隆 興	総合企画部長
執行役員	神 野 秀 磨	リスク管理部長
執行役員	羽 田 宏 之	経理部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13名	294
監 査 役	6名	76
計	19名	371

- (注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 報酬等には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名に対する報酬等を含んでおります。
3. 当事業年度において支給した取締役9名の報酬等に、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬の引当金繰入額との差額30百万円が発生いたしましたが、上表には含まれておりません。
4. 株主総会の決議により、取締役の月例報酬等は年額5億円以内（うち社外取締役年額6,000万円以内。）、取締役（社外取締役を除きます。）の株式報酬型ストック・オプション報酬は年額6,000万円以内、監査役の報酬は年額1億1,000万円以内とする旨を定めております。なお、取締役の報酬限度額は、いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 渡 邊 顯 角 田 大 憲 小 川 是 松 永 真 理	<p>当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。</p>
(社外監査役) 安 田 莊 助 野 村 晋 右 手 塚 裕 之	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
(社外取締役) 渡邊 顯	成和明哲法律事務所弁護士 アジアパイルホールディングス株式会社取締役 ダンロップスポーツ株式会社取締役 (社外取締役) 前田建設工業株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社ファーストリテイリング監査役 (社外監査役) カドカワ株式会社監査役 (社外監査役)
角田 大 憲	中村・角田・松本法律事務所弁護士
小川 是	—
松永 真理	テルモ株式会社取締役 (社外取締役) ロート製薬株式会社取締役 (社外取締役)
(社外監査役) 安田 莊 助	仰星監査法人特別顧問 仰星税理士法人代表社員
野村 晋 右	野村総合法律事務所弁護士 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (社外取締役) 大日本印刷株式会社監査役 (社外監査役)
手塚 裕 之	西村あさひ法律事務所弁護士 昭和電工株式会社監査役 (社外監査役)

- (注) 1. 前田建設工業株式会社及び大日本印刷株式会社は、当社の株式を保有しております。
2. その他の兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
渡邊 顯 (社外取締役)	6年	当事業年度中に開催の取締役会15回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
角田大憲 (社外取締役)	6年	当事業年度中に開催の取締役会15回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
小川 是 (社外取締役)	3年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち13回に出席しております。	取締役会などにおいて主に金融等に関する幅広い知識、経営者としての経験に基づいた発言を適宜行っております。
松永真理 (社外取締役)	3年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち14回に出席しております。	取締役会などにおいて主に社会、文化、消費生活などに関する知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
安田 莊助 (社外監査役)	8年	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち13回、監査役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に公認会計士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
野村 晋右 (社外監査役)	6年	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち13回、監査役会12回のうち10回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
手塚 裕之 (社外監査役)	6年	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち13回、監査役会12回のうち11回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。

(注) 1. 各氏の在任期間は、就任日から平成28年3月31日までの期間であります。

2. 角田大憲氏は、平成20年4月1日付で当社監査役に就任し、平成22年3月31日付で退任いたしました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	73	—

(注) 保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役48百万円、社外監査役25百万円であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

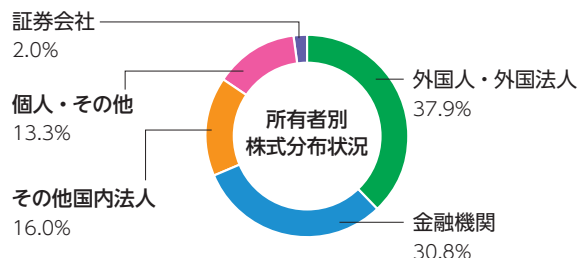
発行可能株式総数 900,000千株

発行済株式の総数 633,291千株

(2) 当年度末株主数

63,619 名

(3) 大株主



株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
トヨタ自動車株式会社	52,610	8.3
日本生命保険相互会社	36,325	5.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,615	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	25,736	4.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	18,045	2.8
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	11,306	1.8
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	10,475	1.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	9,738	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,500	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	7,400	1.2

(注) 当社は自己株式29,618千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

5 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 高橋 勉 指定有限責任社員 安藤 通教 指定有限責任社員 田嶋 俊朗	49	1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、IFRS適用に向けた専門家としての指導、助言業務等についての対価を支払っております。 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は440百万円であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子法人等のうち、MS Amlin plc、Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe Limitedなどは、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ms-ad-hd.com>) に掲載しております。

当社では「MS & ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針」を定め、会社法で求められる体制に加え、「財務報告の信頼性を確保するための体制」を体制整備の重要な視点としています。

当社はこの基本方針に沿って体制を整備するとともに、毎年、体制の構築及び適切な運用が行われているか点検を行い、取締役会に報告しております。

9 特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の 株式の帳簿価額
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	648,528
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	512,283

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、1,326,757百万円であります。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

平成27年度 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	1,083,838	保険契約準備金	15,283,850
コールローン	31,175	支払備金	1,967,518
買現先勘定	29,999	責任準備金等	13,316,332
債券貸借取引支払保証金	275,350	社債	349,841
買入金銭債権	125,785	その他負債	1,299,598
金銭の信託	828,097	退職給付に係る負債	188,853
有価証券	14,670,914	役員退職慰労引当金	796
貸付金	883,106	賞与引当金	33,589
有形固定資産	477,799	特別法上の準備金	161,032
土地	235,730	価格変動準備金	161,032
建物	204,263	繰延税金負債	205,312
リース資産	2,848	支払承諾	55,500
建設仮勘定	1,934	負債の部合計	17,578,374
その他の有形固定資産	33,022	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	522,081	資本金	100,000
ソフトウェア	82,529	資本剰余金	670,646
のれん	204,055	利益剰余金	628,562
リース資産	25	自己株式	△ 80,065
その他の無形固定資産	235,470	株主資本合計	1,319,143
その他資産	1,251,615	その他有価証券評価差額金	1,324,886
退職給付に係る資産	32,815	繰延ヘッジ損益	40,113
繰延税金資産	45,871	為替換算調整勘定	22,369
支払承諾見返	55,500	退職給付に係る調整累計額	△ 8,343
貸倒引当金	△ 10,300	その他の包括利益累計額合計	1,379,024
資産の部合計	20,303,649	非支配株主持分	27,106
		純資産の部合計	2,725,274
		負債及び純資産の部合計	20,303,649

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	5,013,038
保険引受収益	4,606,563
正味収入保険料	3,078,732
収入積立保険料	116,225
積立保険料等運用益	48,953
生命保険料	1,356,334
その他保険引受収益	6,317
資産運用収益	389,582
利息及び配当金収入	268,620
金銭の信託運用益	2,879
有価証券売却益	144,405
有価証券償還益	1,856
金融派生商品収益	17,237
その他運用収益	3,536
積立保険料等運用益振替	△ 48,953
その他経常収益	16,892
持分法による投資利益	2,245
その他の経常収益	14,646
経常費用	4,721,460
保険引受費用	3,904,219
正味支払保険金	1,627,340
損害調査費	161,666
諸手数料及び集金費	640,777
満期返戻金	293,137
契約者配当金	1,015
生命保険金等	396,259
支払備金繰入額	27,870
責任準備金等繰入額	744,397
その他保険引受費用	11,755
資産運用費用	210,745
金銭の信託運用損	19,168
有価証券売却損	9,896
有価証券評価損	17,946
有価証券償還損	1,062
特別勘定資産運用損	76,153
その他運用費用	86,518
営業費及び一般管理費	590,839
その他経常費用	15,655
支払利息	7,432
貸倒損失	170
保険業法第113条繰延資産償却費	236
その他の経常費用	7,815
経常利益	291,578

科目	金額
特別利益	17,753
固定資産処分益	2,771
その他特別利益	14,982
特別損失	52,238
固定資産処分損	2,572
減損損失	10,129
特別法上の準備金繰入額	24,293
価格変動準備金	24,293
その他特別損失	15,242
税金等調整前当期純利益	257,094
法人税及び住民税等	62,816
法人税等調整額	12,466
法人税等合計	75,282
当期純利益	181,811
非支配株主に帰属する当期純利益	294
親会社株主に帰属する当期純利益	181,516

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

「」参考

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	675,327	490,329	△ 49,978	1,215,678
暫定的な会計処理の確定による影響額					—
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	100,000	675,327	490,329	△ 49,978	1,215,678
当期変動額					
剰余金の配当			△ 43,284		△ 43,284
親会社株主に帰属する当期純利益			181,516		181,516
自己株式の取得				△ 30,089	△ 30,089
自己株式の処分		0		2	3
連結子会社の増資による持分の増減		△ 566			△ 566
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 206			△ 206
非支配株主へ付与されたプット・オプション		△ 3,908			△ 3,908
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△ 4,680	138,232	△ 30,087	103,464
当期末残高	100,000	670,646	628,562	△ 80,065	1,319,143

	その他の包括利益累計額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,635,784	32,140	94,417	28,690	1,791,033	29,533	3,036,246
暫定的な会計処理の確定による影響額					—	416	416
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	1,635,784	32,140	94,417	28,690	1,791,033	29,950	3,036,663
当期変動額							
剰余金の配当							△ 43,284
親会社株主に帰属する当期純利益							181,516
自己株式の取得							△ 30,089
自己株式の処分							3
連結子会社の増資による持分の増減							△ 566
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△ 206
非支配株主へ付与されたプット・オプション							△ 3,908
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 310,898	7,973	△ 72,048	△ 37,034	△ 412,008	△ 2,843	△ 414,852
当期変動額合計	△ 310,898	7,973	△ 72,048	△ 37,034	△ 412,008	△ 2,843	△ 311,388
当期末残高	1,324,886	40,113	22,369	△ 8,343	1,379,024	27,106	2,725,274

平成27年度 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,061	流動負債	1,135
現金及び預金	500	未払金	581
関係会社預け金	2,020	未払法人税等	80
その他	540	預り金	12
固定資産	1,323,696	前受収益	75
有形固定資産	535	賞与引当金	385
建物	418	固定負債	231
工具、器具及び備品	117	資産除去債務	231
無形固定資産	487	負債合計	1,366
ソフトウェア	420	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	66	株主資本	1,325,391
投資その他の資産	1,322,673	資本金	100,000
関係会社株式	1,322,673	資本剰余金	1,196,465
その他	0	資本準備金	729,255
		その他資本剰余金	467,209
		利益剰余金	108,991
		その他利益剰余金	108,991
		繰越利益剰余金	108,991
		自己株式	△ 80,065
		純資産合計	1,325,391
資産合計	1,326,757	負債純資産合計	1,326,757

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社受取配当金	86,003	
関係会社受入手数料	366	86,370
営業費用		
販売費及び一般管理費	6,539	6,539
営業利益		79,830
営業外収益		
未払配当金除斥益	40	
その他	3	44
営業外費用	11	11
経常利益		79,862
税引前当期純利益		79,862
法人税、住民税及び事業税	122	122
当期純利益		79,739

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	729,255	467,208	1,196,464
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
当期変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	100,000	729,255	467,209	1,196,465

	株 主 資 本					純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	72,535	72,535	△ 49,978	1,319,021	1,319,021	
当期変動額						
剰余金の配当	△ 43,284	△ 43,284		△ 43,284	△ 43,284	
当期純利益	79,739	79,739		79,739	79,739	
自己株式の取得			△ 30,089	△ 30,089	△ 30,089	
自己株式の処分			2	3	3	
当期変動額合計	36,455	36,455	△ 30,087	6,369	6,369	
当期末残高	108,991	108,991	△ 80,065	1,325,391	1,325,391	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

「」参考

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	勉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	通教	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田嶋	俊朗	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	勉	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	通教	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田嶋	俊朗	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 三浦 浩 ㊟

常勤監査役 吉野 二良 ㊟

監査役(社外監査役) 安田 莊助 ㊟

監査役(社外監査役) 野村 晋右 ㊟

監査役(社外監査役) 手塚 裕之 ㊟

以上

中期経営計画「Next Challenge 2017」(2014年度～2017年度)の進捗について

中期経営計画「Next Challenge 2017」計画期間4年の前半2年間を締めくくる2015年度のグループコア利益は、1,475億円となりました。

グループ国内保険会社において、収入保険料の拡大と、自動車保険を中心とした損害率の改善及び社員の生産性向上等による事業費率の削減に取り組んだ結果、グループ経営数値目標は以下のとおり、概ね達成の見込みです。

成長と効率化の同時実現に向けて取り組んでいるグループ内の機能別再編は、各領域で概ね計画どおり再編が進捗し、さらなる進化に向け、保険金支払等損害サービス機能の共同化に着手しました。

2017年度の目標については、いわゆるマイナス金利等の最近の金融市場の変動影響や、それを踏まえた各社の戦略を加味して、連結正味収入保険料3兆5,700億円、グループコア利益2,200億円に引き上げています。

(単位：億円)

目 標 項 目	2015年度 当初目標*1	2015年度 結 果	2017年度 当初目標*1	2017年度 目 標
グループコア利益*2	1,200	1,475	1,600	2,200
国内損害保険事業	760	919	1,000	1,350
国内生命保険事業	130	250	160	150
海外事業	270	279	390	650
金融サービス事業／リスク関連サービス事業	40	26	50	50
連結正味収入保険料	30,000	30,789	31,000	35,700
コンバインドレシオ*3	95%水準	91.5%	95%以下	93%台
三井住友海上あいおい生命EV増加額*4	400超	▲520*5	450超	500超
グループROE*6	5.4%	5.2%	7.0%	7.5%

*1 2015年度及び2017年度当初目標は、2014年5月に公表した数値です。

*2 グループコア利益：MS&ADインシュアランス グループ独自の利益指標で、次の方法により算出します。

グループコア利益	=	連結当期利益	-	株式資本損益 (売却損益等)	-	クレジットデリバティブ 評価損益	-	その他特殊要因*7	+	非連結グループ会社 持分利益
----------	---	--------	---	-------------------	---	---------------------	---	-----------	---	-------------------

*3 コンバインドレシオ：損害率と事業費率を足した数値です。

*4 EV：エンベディッド・バリューの略であり、現在の純資産価値に、保有契約が将来生み出す利益の現在価値を加えた数値です。

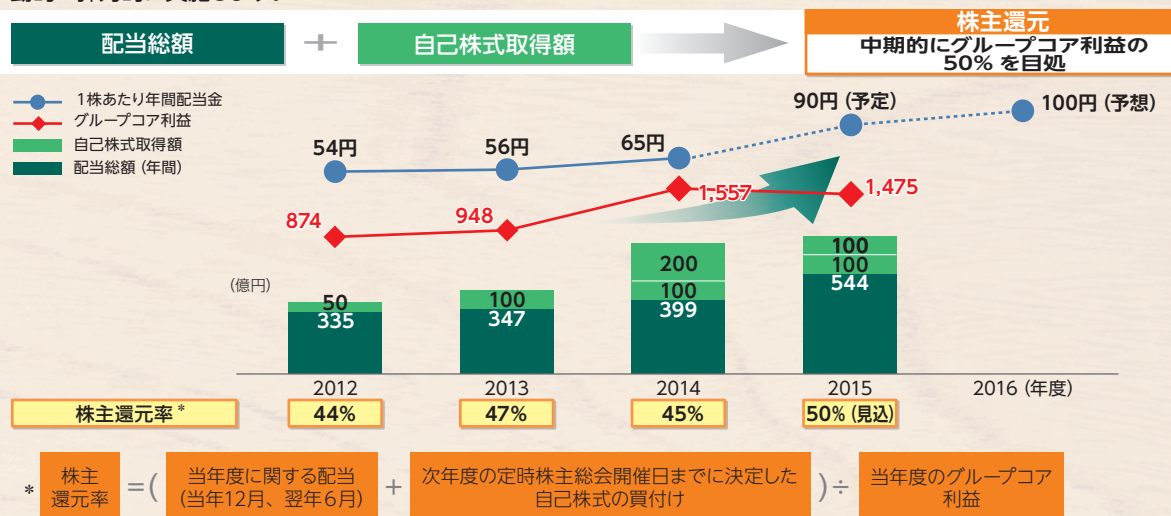
*5 国内市場金利の低下など、経済環境変動によるEV減少額約▲1,350億円を含みます。

*6 グループROE：グループコア利益÷期初・期末平均連結純資産(除く少数株主持分)

*7 その他特殊要因には、企業買収にかかる、のれん及び無形固定資産の償却額を含みます。

株主還元方針について

中期的にグループコア利益の50%相当額を目処に株主還元を行ってまいります。配当水準は安定性維持を基本とし、収益力をさらに高めて中期的に増配基調を目指すとともに、自己株式の取得は、市場環境・資本の状況も勘案して機動的・弾力的に実施します。



(2016年5月20日現在)

MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すことを目的として、「MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めます。

第1章 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念（ミッション）」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めます。
2. そのため、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき「MS&ADインシュアランス グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）」を策定し、当社及びグループ会社の全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、グループ中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組みます。
※MS&ADインシュアランス グループの中期経営計画の進捗は本招集ご通知の51ページに記載してございます。

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 当社は、経営理念（ミッション）を実現させるため、「MS&ADインシュアランス グループのCSR取組みの考え方」に基づき、7つのステークホルダー（お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境）への責任を果たし持続的な企業価値の向上を目指します。
2. MS&ADインシュアランス グループのCSR取組みの考え方
MS&ADインシュアランス グループは、経営理念の実現に向け、あらゆる事業活動において環境や社会との相互影響を考慮し行動することを通じて、企業価値の向上を図るとともに、持続可能で強くしなやかな社会づくりに貢献します。
ステークホルダーとの積極的な対話を通じて社会的課題への認識を深め、安心・安全、健康で豊かな未来に資する高品質で付加価値の高い商品・サービスを提供します。

3. 各々のステークホルダーに対する取組内容
以下の取組みにより、ステークホルダーに対し責任を果たしていきます。

ステークホルダー	取組内容
お客さま	期待に応える品質の商品・サービスを提供する。
株主	適切な情報開示、適正な利益還元を行う。企業価値を向上させる（第5章「株主の皆さまとの関係」参照）。
代理店	パートナーとして、ともに成長する。
取引先	健全な関係を保ち、協力して社会的責任を果たす。
社員	働きやすい環境、働きがいを実感し成長していく機会を提供する。
地域社会・国際社会	社会の一員として、その持続的発展に寄与する取組を実行する。
環境	地球環境の保全に取組む。

4. お客さまの声を聴く仕組み
MS&ADインシュアランス グループでは「グループお客さまの声対応基本方針」を策定し、お客さまからいただく「相談」「要望」「苦情」などのさまざまな声を広く受け止め、品質向上に活かします。
※グループお客さまの声対応基本方針はインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ms-ad-hd.com/csr/quality/stakeholder.html>）に掲載してございます。
5. 内部通報制度
MS&ADインシュアランス グループでは、組織又は個人による違法・不正・反倫理的行為について、当社及び子会社の全ての社員が直接通報できるグループ内部通報制度を整備し、当社の取締役会はその運用状況を適切に監督します。
6. ダイバーシティの推進
MS&ADインシュアランス グループは、グローバルな環境変化を意識したグループ経営を進めるため、女性活躍推進や障がい者雇用促進等をはじめ、性別・国籍、障がいの有無を問わず、多様な価値観を持つ社員一人ひとりが能力を発揮できる機会及び環境の整備・拡充を目指します。

第3章 当社のコーポレートガバナンス態勢

1. 当社の機関構成
・当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の

強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組みます。

- ・取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」（委員会の過半数及び委員長は社外取締役）並びに「ガバナンス委員会」（社外取締役全員と取締役会長・取締役社長で構成）を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。
- ・執行役員制度を採用し、執行役員への業務執行権限の委譲を進め、迅速な業務執行を行います。

2. 取締役会の役割

- (1) 取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、グループの経営方針、経営戦略、資本政策等、グループ経営戦略上重要な事項及び会社経営上の重要な事項の論議・決定を行うとともに、取締役、執行役員の職務の執行を監督します。
- (2) 取締役会は、リスク・リターン・資本をバランスよくコントロールしたリスク選好に基づいて経営資源の配分を行い、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、中長期的な企業価値の拡大を目指します。
- (3) 取締役会は、執行役員を選任するとともに、その遂行すべき職務権限を明確にすることにより、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離を図ります。
- (4) 執行役員は、取締役会より委ねられた業務領域の責任者として業務執行を行い、その業務執行状況について取締役会に報告します。

※当社の定款はインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ms-ad-hd.com/company/governance/pdf/teikan.pdf>) に掲載してございます。

3. 取締役会の構成と社外取締役の役割

- (1) 取締役会は、多様な知見と専門性を備えた、バランスの取れた構成とし、人数は、定款で定める15名以内とします。取締役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準」に基づき、取締役会が選任します（下記10. 指名決定のプロセス参照）。
 - ・また、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任するものとし、経営から独立した視点を取り入れ、監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行います。
- (2) 社外取締役に期待する役割は次のとおりです。
 - ・経営の方針や経営改善について、自らの職歴や経歴、知識等に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との大局的な観点から意見を述べること。

- ・取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
- ・会社と経営陣（注）・主要株主等の関連当事者との間の利益相反を監督すること。
- ・経営から独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任が果たせるか、という観点等からの監督機能を果たすこと。

（注）当社及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役・執行役員の総称（以下同じ）

※取締役候補・監査役候補の選任基準は本招集ご通知の57ページに記載してございます。

4. 取締役会の運営

- (1) 取締役会の決議
 - ・取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。
- (2) 取締役会の運営
 - ・取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定します。
 - ・取締役会において意義のある意見、指摘及び質問が行われるよう、出席者の事前準備に要する期間に配慮して、取締役会の議案の送付又は説明に努めます。
 - ・取締役会の年間スケジュールや予想される議題について予め決定します。

5. 取締役会の評価

取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を定期的にも実施し、その結果の概要を公表するものとし、

6. 監査役・監査役会

- (1) 監査役の責務

監査役は、株主の負託を受けた独任制の機関として取締役の職務の執行を監督することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス態勢を確立する責務を負っています。
- (2) 監査役の権限と役割

各監査役は、業務及び財産の調査権限等法令に基づく権限を適切に行使し、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の調査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行を監査します。
- (3) 監査役会の構成と役割
 - ・監査役の人数は、定款で定める6名以内とし、このうち半数以上を、法令に従い社外監査役とします。

- 監査役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準」に基づき、監査役会が同意の上、取締役会が選任します（下記10.指名決定のプロセス参照）。
- ・監査役会は、監査役からの職務の遂行状況の報告や役員からの監査に関する重要な事項についての報告を受けるとともに、監査の方針及び監査計画等を決定します。
 - ・監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。また、会計監査人の報酬等の決定について、同意権を有します。
7. 会計監査人
取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、適切な対応に努めます。
8. 取締役及び監査役をサポート体制・研修（トレーニング）方針
取締役及び監査役がその役割や責務を実効的に果たすために、当社は以下のとおり必要な社内体制を整備します。
- (1) 社外取締役・社外監査役（以下「社外役員」といいます。）に対し、取締役会の事務局に各社外役員の担当者を配置し、事前説明を行うなどのサポート体制を整備します。
 - (2) 取締役及び監査役に対し、就任時及び任期中継続的に情報提供・研修を行うための体制を整備します。
 - (3) 社外役員と経営陣・幹部社員との情報共有・意見交換の機会の設定等の環境整備を行います。
 - (4) 当社は、社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担します。
9. グループ経営会議
経営方針、経営戦略、会社及びグループの経営に関する重要な事項について協議するとともに、執行役員による決裁事項について、報告を受けることにより、具体的な業務執行のモニタリングを行います。
10. 指名決定のプロセス
- ・取締役会は人事委員会の助言を受けて取締役候補・監査役候補・執行役員等を選任します。監査役候補については監査役会の同意を得るものとします。
 - ・人事委員会は、当社の取締役候補・監査役候補・執行役員及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役の選任等重要な人事事項について審議し、取締役会に助言します。
 - ・人事委員会は3名以上の委員により構成します。
 - ・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

11. 報酬決定のプロセス

- (1) 取締役の報酬
 - ・各取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、報酬委員会における審議を経た上で取締役会の決議により決定します。
 - ・報酬委員会は、当社の取締役・執行役員の業績評価、報酬等について取締役会に助言します。
 - ・報酬委員会は3名以上の委員により構成します。
 - ・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。
 - (2) 監査役の報酬
 - ・各監査役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定します。
12. ガバナンス委員会
委員長を社外取締役の互選により選任し、社外取締役全員と取締役会長・取締役社長がコーポレートガバナンスの状況や方針・態勢に関する事項について協議を行うことを目的として「ガバナンス委員会」を設置します。
13. 課題別委員会
業務執行にかかる会社経営上の重要事項に関する協議及び関連部門の意見の相互調整を図ることを目的に、「グループ経営モニタリング委員会」「ERM委員会」「グループ収益力強化委員会」「リスク・コンプライアンス委員会」「情報開示委員会」「ブランド委員会」「グループシステム委員会」を設置します。

第4章 グループ経営管理体制

1. 当社（持株会社）の役割

- ・当社は、経営戦略の実現やグループの経営効率の向上と、グループ内の財務の健全性・業務の適切性の確保等のため、直接出資する事業会社（以下「直接出資会社」といいます。）とグループ経営管理契約を締結し、グループ各社の経営管理を行います。
- ・当社は、「グループ内部統制システムに関する基本方針」「グループリスク管理基本方針」「グループコンプライアンス基本方針」「グループ内部監査基本方針」「グループリスク選好方針」「グループITガバナンス基本方針」等のグループ基本方針を定め、グループ各社に遵守を求めるとともに、直接出資会社の重要事項について、グループ経営管理契約に基づき当社の承認又は当社への報告を求めます。
- ・当社は、グループ中期経営計画等のグループ経営戦略を定めます。

- ・当社は、グループ各社が策定した経営計画の進捗状況や業務執行状況のモニタリング等を通じて指導・監督し、グループとしての目指す姿の実現を図ります。
- 2. 直接出資会社の役割
 - ・直接出資会社は、グループ基本方針に基づき各社方針を策定し内部管理態勢を適切に整備するとともに、グループ中期経営計画に基づき各社の経営計画を策定し、個社としての経営管理を行います。
 - ・直接出資会社の子会社については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行います。

第5章 株主の皆さまとの関係

1. 株主との建設的な対話

当社は、株主との建設的な対話に関する方針について開示し、中長期的な視点から対話を深め、企業価値を高める観点から、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために必要な体制を整備します。

※株主との建設的な対話に関する方針についてはインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.ms-ad-hd.com/company/governance/pdf/governance_taiwa.pdf) に掲載してございます。

2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、次のとおり株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

- ・株主が株主総会において有効に議決権を行使するため、適切な対応を行います。
- ・株主の議決権行使における適切な判断に資するよう、適確な情報提供を行います。
- ・当社は、株主の利益に重大な影響を与える資本政策等について十分な説明を行います。
- ・株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行います。

3. 株主の利益に反する取引の防止

当社が取締役及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当社及び当社の株主共同の利益を害することのないよう、重要な取引又は定型的でない取引については、予め取締役会による承認を要するものとします。

4. 政策株式の保有

当社及び株式保有先企業の中長期的な企業価値の向上に資する観点から、グループとしての政策株式の保

有に関する方針及び政策株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について開示します。

※グループとしての政策株式の保有に関する方針及び政策株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための考え方はインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.ms-ad-hd.com/company/governance/pdf/governance_hoyu.pdf) に掲載してございます。

第6章 適切な情報開示

・当社及びグループ国内保険会社各社は、「グループディスクロージャー基本方針」に基づき、法令及び金融商品取引所ので定める開示ルールの徹底を図るとともに、それぞれのステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要情報を認識できるよう、情報開示を行います。

・当社は、株主の皆さまをはじめステークホルダーとの建設的な対話に供すべく、法令に基づく開示以外にも、ESG（地球環境・社会・ガバナンス）などのステークホルダーにとって関心の高い非財務情報を財務情報と併せ「統合報告書」として一覧性のある形で開示します。

・また、これら開示情報は当社ホームページにアクセスしやすい形で一元的に掲載するとともに、ホームページではステークホルダーの皆さまがより理解していただけるよう、動画の活用等の工夫を行います。
※グループディスクロージャー基本方針はインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ms-ad-hd.com/company/governance/disclosure.html>) に、統合報告書は同ウェブサイト (<http://www.ms-ad-hd.com/ir/library/disclosure.html>) に掲載してございます。

附則

本方針の改廃は取締役会の決議によります。

以上
2015年6月22日制定

取締役候補及び監査役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

1. 社外取締役候補及び社外監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 十分な社会的信用を有すること。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 社外監査役にあつては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて以下 (1) ～ (3) を満たすこと。

(1) 適格性	<p>会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資料や報告から事実を認定する力 ○問題及びリスク発見能力・応用力 ○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力 ○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性
(2) 専門性	<p>経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。</p>
(3) 独立性	<p>次に掲げる者に該当しないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社又は当社の子会社の業務執行者 ② 当社の子会社の取締役又は監査役 ③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者 ④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者 ⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者） ⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者 ⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 ⑧ 過去5年間に於いて上記②から⑦のいずれかに該当していた者 ⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者 ⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
※ 通算任期	<p>2015年4月1日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社外取締役にあつては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。 ② 社外監査役にあつては、原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。

2. 社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

FAQ よくいただくご質問にお答えします。

Q/A 中期経営計画の進捗状況と課題について教えてください。

「成長の持続、健全性の確保及び収益性と資本効率の向上を基軸にグループ全体としての企業価値を拡大させる」という基本戦略のもと、着実に取組みを進め、主要経営指標についても概ね達成することができました（主要指標の達成状況については51ページご参照）。まず、保険引受が赤字であった国内損害保険事業は、自動車保険を中心に収支改善が進んできました。成長分野への事業投資として、英国アムリン社や英国テレマティクス保険最大手BIG社の買収などを行いました。また、2015年度においては、社外取締役を主体とした「ガバナンス委員会」を新設し、取締役会における独立社外取締役の比率を3分の1へ引き上げ、社外取締役を除く取締役及び執行役員に株式報酬型ストック・オプションを導入するなど、コーポレートガバナンスを強化しました。

一方、資本効率指標であるROEについては引き続き課題と認識しています。2017年度に現計画の目標である7.5%を達成し、できるだけ早い時期にグローバル水準と考える10%台へ引き上げていきたいと考えています。

Q/A 熊本地震の業績への影響を教えてください。

このたびの地震により被災された皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。当社グループでは地震発生直後からいち早く対策本部及び立会拠点を設置し、被災されたご契約者さまに一日でも早く保険金をお支払いすべく、取組みを進めています。

業績への影響については、住居に関わる地震保険（家計地震保険）は、政府との再保険の仕組みが機能することから当社損益への影響はありません。一方、企業のお客さまに関わる地震保険契約については同様の仕組みはなく、グループとしてのリスクとなりますが、これまでのところ、今回の地震による保険金支払が当社財務健全性に大きな影響を与えるものにはならない見通しです。（詳細な損害見込額が判明しましたら、決算発表等を通じてご報告します。）

Q/A 気候変動により台風等の自然災害が増加傾向にあるように感じますが、今後どのような対策をとられるのでしょうか。

日本を母国市場とする当社にとって、自然災害リスクに対しどのように取り組んでいくかは経営上の大きな課題です。より適切にリスクの大きさを計測し、再保険などによるリスク転嫁を行うなどリスク管理を高度化させるとともに、お客さまに防災・減災のノウハウを提供し、損害そのものを軽減するための様々な取組みを強化しています。

2014年2月に首都圏を襲った大雪では雪下ろしの習慣がない地域で多くのカーポートが潰れるなどの損害が相次ぎましたが、損害保険金のお支払にとどまることなく、事故防止に関する情報をお客さまに提供し、今後の防災・減災に役立てていただいています。また、「降水量」「風速」「落雷」「降雪量」に関してお客さまに注意喚起メールを送信する「気象情報アラートサービス」は、工場などの大規模施設や工事現場での事故の未然防止に大いに活用いただいています。

Q/A マイナス金利の影響を教えてください。

現在の金融市場環境が長引けば、当社グループにも運用資産からの収益が減少するなど少なからず影響があります。特に長期契約が主体の三井住友海上あいおい生命においては、今後の金融環境やマーケット環境を注視しながら商品や販売方針の見直しも検討していく予定です。一方、このマイナス金利政策が国内景気を刺激し経済活動が好循環するようになれば、当社グループの保険事業にとってもプラスの影響がでてくると考えています。

Q/A 資本効率を高めるために、どのような取組みを行っているのですか。

事業運営の効率化や、成長性と収益性の高い事業への事業投資（M&A）などを通じて資本効率の向上に取り組んでいます。また、当社では、保険会社経営において重要な収益（リターン）、リスク、資本という3つの経営指標をバランスよく管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント [統合的リスク管理]）経営に取り組んでおり、財務健全性を確保しながら資本効率を向上させていきたいと考えています。

Q/A 本年2月英国アマリン社の大型買収を行いました。この買収の意味について教えてください。

今回買収したアマリン社（現：MSアマリン）は、世界でも有力な保険市場である英国ロイズにおける主導的プレーヤーであり、また再保険マーケットでも大きな存在感がある会社です。同社は高い成長性と収益性を誇り、欧米を中心とする同社事業はアジアを中心とする当社既存事業との補完性も高く、地理的ポートフォリオ分散の観点でも資本効率の向上に寄与すると考えています。今後、当社とMSアマリンのロイズ事業及び再保険事業の統合を進めるとともに、当社が有するアセアン全域の販売ネットワークや米国全州の引受ライセンスと、同社の得意分野である専門性の高い引受ノウハウを活用することで、シナジー効果が期待できると考えています。

Q/A 株主還元方針と実績について教えてください。

当社では中期的にグループコア利益（51ページをご参照ください。）の50%を目途に配当及び自己株式取得による株主還元を行うこととしており、配当については安定性維持を基本とし、収益力を高めて中期的に増配基調を目指します。また、自己株式取得は市場環境・資本の状況を勘案して機動的・弾力的に実施することとしています。還元実績については、52ページをご覧ください。

株主総会会場ご案内図

三井住友海上駿河台ビル (受付は1階にて行います。)

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 電話 (03) 3259-3111

交通機関のご案内

JR 中央線・総武線 **御茶ノ水駅**

聖橋口 より徒歩5分

東京メトロ 〇千代田線 **新御茶ノ水駅**

〇丸ノ内線 **淡路町駅**

都営地下鉄 〇新宿線 **小川町駅**

B3b 出口より徒歩1分

※ お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

